

発議第2号 説明資料

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 民生常任委員会 6人 住民福祉部及び忠類総合支所に関する事項 (3) 略</p> <p>第3条～第28条 略</p>	<p>○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 民生常任委員会 6人 住民生活部、保健福祉部及び忠類総合支所に関する事項 (3) 略</p> <p>第3条～第28条 略</p>